

建指 第 1286 号
平成24年 3月15日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部長

都市計画法第34条第1号許可基準の一部改正について（通知）

このことについて、下記基準について一部改正し、平成24年4月1日から施行することとしたので貴会会員に周知願います。

記

都市計画法第34条第1号許可基準【一部改正】

担当：土木部都市局建築指導課
宅地グループ 山田，佐藤
電話 029-301-4732

都市計画法第34条第1号許可基準の一部改正について

(平成24年4月1日施行)

■改正の目的および概要

○目的

近年、社会情勢の変化に伴い市街化調整区域においても、法第34条第1号に該当する一般飲食店やコンビニエンスストアの立地が多く見受けられる。

一般飲食店やコンビニエンスストアは店舗の規模の割には、自動車を利用する来客者が多く、特に広幅員道路に面した店舗について、許可基準の上限である敷地面積（一般飲食店 500 m²、コンビニエンスストア 1,000 m²）を確保しても、駐車スペースが不足し歩道や車道での路上駐車が発生するなど、交通渋滞を引き起こしている事例が発生している。

このため事業者によっては、別途、敷地外に駐車スペースを確保するなどの対応を行っているが、一体的な土地利用が行えず利用者へ不便をかけると共に十分な技術基準の指導が行えない状況にある。

以上のことから「都市計画法第34条第1号許可基準〔Ⅱ〕日常生活のために必要な店舗等」に基準の追加及び条文の一部改正を行い、広幅員道路に面した一般飲食店やコンビニエンスストアについて、敷地面積の上限を緩和し適正な土地利用を目指すものである。

○概要

広幅員道路（幅員8m以上かつ車道幅員6m以上の国縣市町村道）に面する一般飲食店及びコンビニエンスストアにおいて、駐車場が不足している場合、一定の基準に該当するものは敷地面積を最大1,000平方メートル以内（コンビニエンスストアにあつては、3,000平方メートル以内）まで緩和する。

		現 行		改正後
一般飲食店	敷地面積	500 m ² 以内	→	1000 m ² 以内
コンビニ	敷地面積	1000 m ² 以内	→	3000 m ² 以内

改正施行日 平成24年4月1日

都市計画法第34条第1号許可基準

最終改正 平成24年3月15日

土木部長決裁

〔I〕公益上必要な建築物

1. 申請者の資格について

- (1) 自己の業務用に供するもので、申請者自らが公益的な事業を行う者であること。
- (2) 公益的な事業を行うに際し、個別法による許可等が必要な場合は、許可等を受けた者又は受ける見込みがある者であること。

2. 立地について

- (1) 既存集落内又は近接（近接とは既存集落から500m以内）する地域であること。
ここでいう既存集落とは、茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年茨城県条例第26号。以下「条例」という。）第2条第2項で規定する既存集落とする。
- (2) 新設の小学校、中学校については、当該市町村の土地利用計画上支障がなく、周辺の土地利用と整合が図られるもので、その旨の当該市町村長の意見書が付されていること。

3. 対象について

次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校であること。ただし、私立の中等教育学校、高等学校は除く。
- (2) 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所であること。
- (3) 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設であること。ただし、入所系施設については定員30人未満であること。
- (4) 郵便局株式会社法（平成17年10月21日法律第100号）第1条に規定する郵便局株式会社の施設、郵政民営化法（平成17年10月21日法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行の施設、郵政民営化法第126条に規定する郵便保険会社の施設及び郵便事業株式会社法（平成17年10月21日法律第99号）第1条で規定する郵便事業株式会社で郵便業務以外の業務を行う施設であること。

4. 予定建築物の規模等

- (1) 建築物の高さは、原則として10m以下とする。ただし、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）別表第4第一項（は）欄及び（に）欄（1）号の基準を満たす場合はこの限りでない。
- (2) 建築物の敷地は、建築基準法第42条第1項に規定する道路に面すること。
- (3) 3（2）に規定する助産所、診療所について、申請人が個人等の場合に限り、申請地又は隣接地で管理者用住宅の建築を認める。
- (4) 3（3）に規定する社会福祉事業の用に供する施設については、設置及び運営が国の定める基準に適合するもので、福祉施策の観点から支障がないこととして関係部局の意見書が付されていること。

〔Ⅱ〕日常生活のため必要な店舗等

1. 申請者の資格について

- (1) 店舗は、自己の業務の用に供するもので、申請者自らが店舗の営業を行うこと。
- (2) 店舗の営業に際し、個別法による免許を必要とする場合には、申請者、法人が経営する場合は店舗の営業に従事する者が免許を有すること。
- (3) 申請地は、申請者の所有地又は申請者が取得する土地であること。ただし、相当の期間借地できることが確実である場合には、この限りではない。

2. 立地について

- (1) 半径 500 メートル内の市街化調整区域に住宅が 100 戸以上あり、当該既存集落と密接な関連がある地域。又は、調整区域の 50 戸以上の住宅が連たんする集落内地域。ただし、以下の場合を除く。
 - ・農機具修理業の場合は、「住宅」を「農家住宅」と読み替える。
 - ・銀行業、協同組織金融業の場合は、半径 500 メートル内の市街化調整区域に住宅が 300 戸以上あり、当該既存集落と密接な関連がある地域。又は、市街化調整区域の 150 戸以上の住宅が連たんする集落内地域。
 - ・地区集会所、農業協同組合は、既存集落と密接な関連がある地域。
- (2) サービス対象区域は、山林、河川、高速道路等で明らかに日常生活圏が分断されていない状態で密接な関連があること。
- (3) サービス対象戸数については、住宅の戸数（棟単位の住宅数）とすること。ただし、共同住宅等については、その住宅数によるものとし、工場等で管理人を置く場合は、1 戸と見なして差し支えない。
- (4) 前面道路は、車道幅員 3 メートル以上の通り抜け道路であること。なお、自動車整備業（89）にあつては、当該基準のほか茨城県建築基準条例（昭和 36 年条例第 21 号）第 24 条の 2 の規定も適用されるので、留意すること。
- (5) 敷地は、路地状敷地でないこと。ただし、やむを得ず路地状部分のみで道路に接する場合、その路地状部分は、幅員 6 メートル以上でかつその長さは、8 メートル以下であること。
- (6) 申請地は、原則として既存の集落内にあるか、又はこの集落に隣接するものであり、同業種間及び市街化区域からの距離は問わない。
- (7) 集団立地（店舗の敷地が隣接する場合をいう。）は、申請者が違う場合であっても 2 店舗までであること。

3. 対象業種について

(1) 以下の表の小・細分類による。ただし、風俗営業及び風俗関連営業の店舗は含まないこと。

() 内番号は、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改訂）の分類番号を示す。

中分類	小分類又は細分類
織物・衣服・身の回り品小売業 (57)	男子服 (572) , 婦人・子供服 (573) , 靴・履物 (574) , かばん・袋物 (5791) , 下着類 (5792) , 洋品雑貨・小間物 (5693)
飲食料品小売業 (58)	各種食料品 (581) , 野菜・果実 (582) , 食肉 (583) , 鮮魚 (584) , 酒 (585) , 菓子・パン (586) , コンビニエンスストア (5891) , 料理品 (5895 のうち総菜屋, 揚物, 調理パン, おにぎり, すし, 煮豆の小売業, 持帰弁当屋) , 米穀類 (5896) , 豆腐・かまぼこ等加工食 (5897) ※3. (3)
その他の小売業 (60)	医薬品・化粧品 (603) , 苗・種子 (6042) , 肥料・飼料 (6043) , ガソリンスタンド (6051) , 燃料 (6052) , 書籍・文房具 (606 ただし, 新聞を除く)
一般飲食店 (76)	食堂・レストラン (761) , 専門料理店 (762 ただし, 料亭を除く) , そば・うどん店 (763) , すし店 (764) , 喫茶店 (767) , その他飲食店 (769)
機械器具小売業 (59)	二輪自動車 (5914) , 自転車 (592)
洗濯・理容・美容・浴場業 (78)	普通洗濯業 (7811) , 理容業 (782) , 美容業 (783)
医療業 (83)	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所 (8351)
技術サービス業 (74)	獣医業 (741 ただし, 家畜診療の用に供する建築物を除く)
	自動精米所
	銀行等出張所 (CD 及び ATM の設置に限る。) ※3. (2)
	ファーストフード店
自動車整備業 (89)	自動車一般整備業 (8911) , その他の自動車車体整備業 (8919) (板金塗装)
	農機具修理業
銀行業 (62)	普通銀行 (6221)
協同組織金融業 (63)	信用金庫 (6311 ただし, 連合会を除く)
	地区集会所, 農業協同組合

- (2) 銀行等出張所(CD及びATMの設置に限る。)は、普通銀行(6221)、信用金庫(6311)、信用協同組合(6312)、労働金庫(6314)、農業協同組合(6324)、のものを許可対象とする。
- (3) 菓子・パン小売業(586)、料理品小売業(5895)、豆腐・かまぼこ等加工食品小売業(5897)は、製造部門併設を認めることとするが、製造部門を主体とするものではなく、当該店舗での販売を目的としたものに限る。
- (4) 苗・種子小売業(6042)、肥料・飼料小売業(6043)は、農業資材の小売りも併設してよい。
- (5) 農機具修理業は、農機具の小売りも併設してもよいが、小売りのみでは許可対象外とする。
- (6) 次のものを主体とする販売については、許可対象に含まれない。家具、家電品、タイヤ、茶、生花、スポーツ用具、ギフト品、ペット、訪問販売・カタログ販売

4. 面積等について

- (1) 敷地面積は、500平方メートル以内とする。なお、住宅を併設する場合は、200平方メートル以上500平方メートル以内とする。ただし、以下の場合を除く。
- ・コンビニエンスストア(5891)・ファーストフード店、農機具修理業、自動車整備業(89)、ガソリンスタンド(6051)は、1,000平方メートル以内とする。
 - ・自動精米所、CD及びATMを単独で設置する場合は、100平方メートル以内とする。
 - ・銀行業(62)、協同組織金融業(61)、地区集会所、農業協同組合は、1,000平方メートル以内とするが、施設計画によりやむを得ない場合はこの限りでない。
- (2) 業務の用に供する部分の規模は、50平方メートル以上200平方メートル以内とする。ただし、以下の場合を除く。
- ・二輪自動車小売業(5914)、自転車小売業(592)、調剤薬局(6033)、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所(8351)、普通洗濯業(7811)、理容業(782)、美容業(783)、獣医業(741)は、25平方メートル以上200平方メートル以下とするが、理容業(782)、美容業(783)の場合でやむを得ない場合は、25平方メートル以下でも可とする。
 - ・ガソリンスタンドの場合は、50平方メートル以上200平方メートル以内とするがキャノピー部分は除く。
 - ・農機具修理業は、300平方メートル以内とする。ただし、修理部門は、200平方メートル以内、販売部門は100平方メートル以内とする。
 - ・銀行業(62)、協同組織金融業(61)、地区集会所、農業協同組合は、200平方メートル以内とするが、施設計画によりやむを得ない場合はこの限りでない。

- ・銀行等出張所（CD 及び ATM の設置に限る。）及び自動精米所は、25 平方メートル以内とする。
- (3) 業務の用に供する部分の規模には、店舗、事務室、作業室（調理室等）及び製造部門を含むものとし、倉庫等は含めない。
- (4) 管理上必要なものは、休憩室、湯沸室、更衣室、シャワー室、便所とし、その規模は 20 平方メートル以下とする。
- (5) 倉庫等の規模については、店舗の用途及び規模を総合的に判断し、必要最小限を認めることとし、倉庫と管理上必要なものの和は、最大限でも業務の用に供する部分の 2 分の 1 以下とする。
- (6) 自動精米所に付属して設置される米ぬかやもみがら等の貯蔵庫は倉庫等とし、その規模は 25 平方メートル以下とする。
- (7) 自動車整備業（89）は、従業員 4 名以内とし、管理上必要なものの規模は、50 平方メートル以下とする。また、事務所は工場と同棟とし、ショールームの設置は認めない。
- (8) ガソリンスタンド（6051）には、洗車場、簡易な自動車点検のための作業所の併設を認める。
- (9) 店舗に住宅を併設する場合は、次のいずれかに該当すること。また、原則として店舗と同一棟とすること。
 - ・申請敷地内の既存住宅の建替え、増築、改築等と併せて行われるもの。
 - ・条例第 6 条第 1 第 3 号に該当する土地、又はその他の基準等で住宅の立地が認められるもの。
- (10) 建築物は、2 階建て以下、かつ、高さは、10 メートル以下とする。

5. 広幅員道路に面した一般飲食店（3（1）の表の小・細分類に該当する一般飲食店をいう。以下同じ。）及びコンビニエンスストアの敷地に係る特例について

一般飲食店及びコンビニエンスストアで、次の基準のいずれにも該当するものについては、4.（1）の基準にかかわらず必要最小限の駐車場用地を敷地を含めて敷地面積を一般飲食店においては 1,000 平方メートル以内、コンビニエンスストアにあっては、3,000 平方メートル以内とすることができる。

- イ 敷地は、道路幅員 8 メートル以上、かつ車道幅員 6 メートル以上の国道、県道又は市町村道に面していること。ただし、市町村道については道路幅員 8 メートル以上、かつ車道幅員 6 メートル以上の国道、県道に接続することとし、その間は前記の幅員が確保されていること。
- ロ 駐車場用地は、必要に応じ周辺的环境に配慮すること。
- ハ 他の用途と複合させてはならないこと。
- ニ 2.（5）に規定するただし書は適用しないこと。

6. その他

- (1) 来客用の駐車場及び建築物の店舗の出入口が道路に面しているなど、建築物の配置が店舗としての利用上十分に配慮されたものであること。
- (2) 共同店舗及び長屋店舗については、認めない。

付 則

- 1 この基準は、昭和61年10月24日から施行する。
- 2 自動車修理工場許可基準（昭和53年4月25日施行）は、廃止する。

付 則

- 1 平成7年10月1日一部改正，施行。
- 2 都市計画法第34条第1号許可にあたって留意すべき事項（昭和62年10月23日）は，廃止する。
- 3 都市計画法第34条第1号許可にあたって留意すべき事項（追加）（昭和62年1月19日）は，廃止する。

付 則

- 1 この基準は，平成11年1月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は，平成12年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は，都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年5月1日公布）の施行日（平成13年5月18日）から施行する。
- 2 この基準の施行の際現に受理されている申請については，従前の基準により取り扱う。

付 則

- 1 この基準は，平成15年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は，平成17年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は，平成19年10月24日から施行する。ただし，I.3(1)から(3)については，平成19年11月30日から施行する。

付 則

- 1 この基準は，平成20年10月16日から施行する。

付 則

- 1 この基準は，平成24年4月1日から施行する。

都市計画法第34条第1号許可基準	
改正案	現行基準
<p>平成24年3月15日 土木部長 決 裁</p> <p>〔Ⅰ〕 公益上必要な建築物 (略)</p> <p>〔Ⅱ〕 日常生活のため必要な店舗等</p> <p>1. 申請者の資格について (略)</p> <p>2. 立地について (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 敷地は、路地状敷地でないこと。ただし、やむを得ず路地状部分のみで道路に接する場合は、その路地部分は、幅員6メートル以上でかつその長さは、8メートル以下であること。</p> <p>(6), (7) (略)</p> <p>3. 対象業種について (略)</p>	<p>平成20年10月16日 土木部長 決 裁</p> <p>〔Ⅰ〕 公益上必要な建築物 (略)</p> <p>〔Ⅱ〕 日常生活のため必要な店舗等</p> <p>1. 申請者の資格について (略)</p> <p>2. 立地について (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 敷地は、路地状敷地でないこと。.....やむを得ず路地状部分のみで道路に接する場合は、その路地部分は、幅員6メートル以上でかつその長さは、8メートル以下であること。</p> <p>(6), (7) (略)</p> <p>3. 対象業種について (略)</p>

<p>4. 面積等について (略)</p> <p>5. 広幅員道路に面した一般飲食店(3(1)の表の小・細分類に該当する一般飲食店をいう。以下同じ。)及びコンビニエンスストアの敷地に係る特例について</p> <p>一般飲食店及びコンビニエンスストアで、次の基準のいずれにも該当するものについては、4.(1)の基準にかかわらず必要最小限の駐車場用地を敷地を含めて敷地面積を一般飲食店においては1,000平方メートル以内、コンビニエンスストアにあつては、3,000平方メートル以内とすることができる。</p> <p>イ 敷地は、道路幅員8メートル以上、かつ車道幅員6メートル以上の国道、県道又は市町村道に面していること。ただし、市町村道については道路幅員8メートル以上、かつ車道幅員6メートル以上の国道、県道に接続することとし、その間は前記の幅員が確保されていること。</p> <p>ロ 駐車場用地は、必要に応じ周辺の環境に配慮すること。</p> <p>ハ 他の用途と複合させてはならないこと。</p> <p>ニ 2.(5)に規定するただし書は適用しないこと。</p> <p>6. その他 (略)</p>	<p>4. 面積等について (略)</p> <p>5. その他 (略)</p>
--	---

<p>付 則 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則 (略)</p>
---	--------------------

建指 第 1302 号

平成24年 3月19日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部長

開発審査会提案基準及び包括承認基準の一部改正について（通知）

このことについて、別添理由により下記のとおり基準を一部改正したので貴会会員に周知願います。

記

1. 提案基準 2 有料老人ホームの取扱い【一部改正】（平成24年4月1日施行）
2. 提案基準 6 線引日前から宅地である土地における開発行為の取扱いについて【一部改正】（平成24年5月18日施行）
3. 包括承認基準 12 学校の取扱いについて【番号繰上げ】（平成24年5月18日施行）
4. 包括承認基準 13 医療施設の取扱いについて【番号繰上げ】（平成24年5月18日施行）
5. 包括承認基準 14 社会福祉施設の取扱いについて【番号繰上げ】（平成24年5月18日施行）
6. 包括承認基準 15 公益上必要な建築物等の複合施設の取扱いについて【一部改正】（平成24年5月18日施行）
7. 包括承認基準 16 東日本大震災の被災者が市街化調整区域内へ自己用住宅を移転する場合の取扱いについて【番号繰上げ】（平成24年5月18日施行）
8. 包括承認基準 17 コインランドリーの取扱いについて【番号繰上げ】（平成24年5月18日施行）
9. 包括承認基準 18 線引日前から宅地である土地における一戸建住宅の建築許可の取扱いについて【新基準】（平成24年5月18日施行）

担当：土木部都市局建築指導課

宅地グループ 山田，佐藤

電話 029-301-4732

※別添資料はホームページに掲載しております。

監 第 33 号
検 指 第 34 号
平成24年4月12日

茨城県建設産業団体連合会会長 殿
茨城県行政書士会会長 殿
茨城県水質保全協会理事長 殿

茨城県土木部長

建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）

このことについて、平成24年3月30日付け国土建第364号により国土交通省土地・建設産業局建設業課長より通知がありましたので、写し（別添）を送付します。

建設業の許可等の申請に際して必要となる建設業法施行規則等に基づく提出書類について、所要の改正が行われましたので、貴職におかれましてはその趣旨を十分ご理解のうえ、事務処理に当たっては遺漏なく措置されるよう、お願いいたします。

国土建第364号
平成24年3月30日

茨城県土木部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号。以下「法」という。）により、建設業法（昭和24年法律第100号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）が改正され、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人が法人であるときは、その役員について、これらの法律による許可又は登録（以下「建設業の許可等」という。）の欠格要件を判断することとなりました。

今般、法の施行（平成24年4月1日）に伴い、建設業の許可等の申請に際して必要となる建設業法施行規則等に基づく提出書類について、所要の改正を行ったところです（平成24年3月30日公布、平成24年4月1日施行）。

改正の内容は別添のとおりですので、貴職におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、事務処理に当たって遺漏なく措置されるよう、お願いいたします。

24つくば開指第7号
平成24年4月5日

(社) 茨城県建築士会長 様
(社) 茨城県建築士事務所協会会長 様
(社) 茨城県宅地建物取引業協会会長 様
(社) 全日本不動産協会茨城県本部長 様
茨城県行政書士会長 様

つくば市都市建設部長

区域指定区域の一部除外について（通知）

このことについて、別添理由により、3月30日付けで一部区域を除外し告示したので通知します。

なお、区域の詳細についてはインターネットでの閲覧か開発指導室課での閲覧をお願いいたします。

連絡先：つくば市都市建設部 開発指導課
029-883-1111
担当：中嶋（康）内線3213

平成24年区域指定区域の一部除外について

§ 除外理由

- 平成24年2月9日、土砂災害法に基づき茨城県が、つくば市の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の告示をおこないません。それらの区域の中に区域指定された区域との重複箇所が生じたので、土砂災害特別警戒区域に該当する箇所を者市計画法施行令第29条の9に基づき、指定区域の一部を除外しました。

§ 除外結果

現在の指定区域の状況は、市内全体で77地区で、指定地区数に変更はありません。

・一部除外該当集落

- ・地区数 4地区（筑波，上岩崎，下岩崎，小荃）
- ・面積 1,649ha → 5.2ha 減

建指第116号
平成24年5月2日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部長

市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準の一部改正について（通知）

このことについて、下記のとおり基準を一部改正し、平成24年5月18日から施行することとしましたので貴会会員に周知願います。

記

- 1 市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準の一部改正について：別添1
- 2 市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準【改正後】：別添2
- 3 市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準の新旧対照表：別添3

担当：土木部都市局建築指導課
宅地グループ 中川，佐藤
電話 029-301-4732

別添1

市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準の一部改正について

【改正基準】

市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準 (昭和53年8月24日施行)
(平成24年5月18日施行)

(1) 改正理由

- 茨城県開発審査会付議基準の「包括承認基準12 線引日前から宅地である土地における建築行為等の許可の取扱いについて」が平成24年5月17日に期限終了し、新基準「包括承認基準18 線引日前から宅地である土地における一戸建住宅の建築許可の取扱いについて」が平成24年5月18日から施行される。

それに合わせ、「市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準」の対象基準の条項見直しを行う。

(2) 主な改正点

- 基準3(1)イ内の「同基準12」を「同基準18」と改める。
- 基準3(6)ハ内の「包括基準15」を「包括基準14」と改める。
- 改正履歴について付則へ記載し、施行日を明確にする。

(3) 施行日

平成24年5月18日施行

別添2

市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準

施行 昭和 53 年 8 月 24 日
最終改正 平成 24 年 5 月 18 日施行

1. 都市計画法における増築について

次の各号による増築は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 42 条又は法第 43 条の許可を要する新築又は改築としては取り扱わない。

- (1) 下記の土地において増築する場合はイ又はロのいずれかによる。
 - ① 線引日に既に存する建築物の敷地
 - ② 線引日以降に法第 29 条若しくは法第 43 条により許可（法第 34 条の 2、法第 43 条第 3 項の協議（以下「特例協議」という。）を含む。）を受けた区域
 - ③ 既存宅地（旧法第 43 条第 1 項第 6 号ロ）の確認を受けた区域
 - ④ 平成 19 年 10 月 1 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した郵便事業の用に供する施設である建築物の敷地
 - ⑤ 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。以下「学校」という。）の敷地
 - ⑥ 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する助産所、診療所又は病院（以下「医療施設」という。）の敷地
 - ⑦ 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する更生保護施設（以下「社会福祉施設」という。）の敷地
 - ⑧ 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した庁舎等の建築物の敷地
 - ⑨ 平成 19 年 11 月 30 日の前に国、県等の開発行為等として開発許可等の適用除外を受け立地した建築物の敷地

イ 線引日時点における既存の建築物又は許可時若しくは既存宅地確認時の予定建築物の延べ面積を 50% を限度として増加させること。

ロ 建ぺい率 50%、容積率 100% を限度として増築すること。
- (2) 上記 (1) の建築物の高さの限度は 10m とする。なお、従前の建築物が 10m を超えていた場合は、従前の建築物の高さまでとする。ただし、階数が 3 以下で、建築基準法別表第 4 第 1 項 (ハ) 欄及び (ニ) 欄 (1) 号の基準を満足する建築物については、この限りでない。
- (3) 戸建専用住宅にあっては、上記 (1) の定めにかかわらず建築基準法の規定するところによるものとする。
- (4) 法第 34 条第 1 号に該当する店舗については、上記 (1) 及び (2) によるほか、業務の用に供する部分の増築後の延べ面積は、同号の許可基準に規定する業務の用に供する部分の面積を限度とする。
- (5) 法第 34 条第 9 号に該当するドライブインについては、上記 (1) 及び (2) によるほか、同一敷地内に駐車場を 8 台以上かつ店舗面積の 3 倍以上確保すること。
- (6) 法第 34 条第 11 号及び第 12 号に該当する施設については、上記 (1) 及び (2) によるほか、当初許可時の許可基準の規定するところによるものとする。
- (7) 法第 41 条第 1 項で建ぺい率等の指定をしている場合は前号の定めによらない。
- (8) 線引日以降に法第 29 条第 1 項第 11 号及び法第 43 条第 1 項第 5 号で定める通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為（以下「軽易な行為等」という。）により新築した場合の土地の区域については、上記 (1) の基準によらず、軽易な行為等の取り扱い基準を限度とする。また、線引日以降に軽易な行為等により用途変更をした場合、その用途変更をした部分の増築の面積は、軽易な行為等の取り扱い基準を限度とする。
- (9) 上記 (1) ④ の上記 (1) イの「線引日」は「平成 19 年 10 月 1 日」と読み替える。
- (10) 上記 (1) ⑤⑥ の上記 (1) イの「線引日」は「平成 19 年 11 月 30 日」と読み替える。
- (11) 法第 34 条第 1 号に該当する社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（以下「社会福祉法第 2 条施設」という。）で入所系施設の増築後の定員は、30 人未満とする。

2. 法第 42 条又は法第 43 条の許可のいらぬ改築について

従前の建築物又は第一種特定工作物の全部若しくは一部を除却し又は災害等による従前の建築物等の全部若しくは一部が滅失した場合において、従前の建築物と規模、構造、用途がほとんど同様の建築物等の建築等をする場合については、法第 42 条又は法第 43 条の許可を要しない改

築として取扱うこととし、「ほとんど同様」の範囲を次のように定める。

- (1) 規模……上記 1 と同様とする。
- (2) 構造……原則として階数の変更、構造部材等の変更があってもよい。
- (3) 用途……従前と同一であるもの。

3. 法第 42 条又は法第 43 条の許可のいらない用途変更について

- (1) 線引日以降に法第 29 条又は法第 43 条により許可を受けて適法に立地し、かつ現に適法に使用されている以下の建築物については、当該許可時の使用目的、条件等を変更せずに申請人のみ変更する場合は、用途変更としては取扱わない。ただし、イ、ホ及びヘについては、以前に同趣旨の茨城県開発審査会付議基準第 3 の 2 に定める包括承認基準（以下「包括基準」という。）により許可を受けて建築した建築物を含むものとする。
 - イ 包括基準 3、同基準 8 又は同基準 18 により許可を受け建築した建築物
 - ロ 法第 34 条第 1 号により許可を受け建築した建築物（店舗併用住宅の場合は当該住宅の立地要件が属人性を有しないものに限る）
 - ハ 法第 34 条第 2 号、第 4 号又は第 7 号から第 10 号までにより許可を受け建築した建築物。
- 二 法第 34 条第 11 号により許可を受け建築した建築物又は茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成 14 年茨城県条例 26 号。以下「条例」という）第 6 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当するものとして法第 34 条第 12 号により許可を受け建築した建築物
- ホ 条例第 6 条第 1 項第 7 号に該当するものとして法第 34 条第 12 号により許可を受け建築した建築物
- ヘ 条例第 6 条第 1 項第 6 号に該当するものとして法第 34 条第 12 号により許可を受け建築した建築物のうち、当初許可が上記イからホまで又は下記(2)に該当するもの
- (2) 線引日に既に存する建築物及び既存宅地の確認を受けて建築した建築物については、申請人、使用者の変更（自己用に限定して都市計画法施行規則第 60 条による証明を受けたものは自己用に限る）を用途変更として取扱わない。
- (3) 平成 19 年 10 月 1 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した郵便事業の用に供する施設である建築物については、申請人、使用者の変更を用途変更として取扱わない。
- (4) 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した学校、医療施設、社会福祉施設、庁舎等の建築物については、申請人、使用者の変更を用途変更として取扱わない。
- (5) 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した国、県等の建築物については、申請人、使用者の変更を用途変更として取扱わない。
- (6) 適法に立地し、かつ現に適法に使用されている次の各号に掲げる建築物については、それぞれ当該各号に定める建築物に変更する場合は、用途変更として取扱わない。
 - イ 法第 34 条第 1 号許可基準 [I] による許可を受け立地した建築物
許可を受け立地した建築物と法第 34 条第 1 号許可基準 [I] 第 3 (1)、(2) 及び (4) の各区分が同じ区分の用に供する建築物
 - ロ 開発許可等の適用除外を受け立地し、現行の法第 34 条第 1 号許可基準 [I] に適合する建築物
適用除外を受け立地した建築物と法第 34 条第 1 号許可基準 [I] 第 3 (1)、(2) 及び (4) の各区分が同じ区分の用に供する建築物
 - ハ 法第 34 条第 1 号許可基準 [I] により許可を受け立地した社会福祉法第 2 条施設、又は包括基準 14 により許可を受けた社会福祉施設
許可を受け立地した社会福祉施設と変更しようとする社会福祉施設を規定する各根拠法が同じ施設（入所系施設と通所系施設の変更を伴う場合は除く。ただし、入所系施設で定員 30 人未満については、通所系施設とみなす。）
 - 二 開発許可等の適用除外を受け立地した社会福祉施設
適用除外を受け立地した社会福祉施設と変更しようとする社会福祉施設を規定する各根拠法が同じ施設（入所系施設と通所系施設の変更を伴う場合は除く。ただし、入所系施設で定員 30 人未満については、通所系施設とみなす。）
 - ホ 法第 34 条第 1 号許可基準 [II] による許可を受け立地した建築物
許可を受け立地した建築物と法第 34 条第 1 号許可基準 [II] 第 3 (1) に掲げる対象業種の中分類上で同じ業種の用に供する建築物（用途変更後の敷地面積が許可要件の敷地面積内のものに限る。）

注) 1 (1) ⑨の「国、県等の開発行為等として開発行為等の適用除外を受け立地した建築物」とは、平成 19 年 11 月 30 日の前は、開発行為等の適用除外の対象であったが、現在は、許可又は特例協議対象となっている建築物をいう。

付 則

1. この基準は、昭和53年8月24日から施行する。

付 則

1. この基準は、昭和57年7月9日から施行する。

付 則

1. この基準は、昭和62年8月27日から施行する。

付 則

1. この基準は、平成7年10月1日から施行する。

付 則

1. この基準は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

1. この基準は、平成16年2月1日から施行する。

付 則

1. この基準は、平成17年5月1日から施行する。

付 則

1. この基準は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

1. この基準は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

1. この基準は、平成19年10月24日から施行する。

付 則

1. この基準は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

1. この基準は、平成23年5月1日から施行する。

付 則

1. この基準は、平成24年5月18日から施行する。
2. この基準において、茨城県開発審査会付議基準の改正（平成24年5月18日施行）前の「包括承認基準12 線引日前から宅地である土地における建築行為等の許可の取扱いについて」により許可を受けて、建築した建築物については、3（1）イ「同基準18」を「同基準の改正（平成24年5月18日施行）前の包括基準12」と読み替えるものとする。

別添3

市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準 新旧対照表

改正案	現行
<p>市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準</p> <p>施行 昭和53年8月24日 最終改正 平成24年5月18日施行</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市計画法における増築について (略) (1)～(11) (略) 2. 法第42条又は法第43条の許可のいらない改築について (略) 3. 法第42条又は法第43条の許可のいらない用途変更について (1) 線引日以降に法第29条又は法第43条により許可を受けて適法に立地し、かつ現に適法に使用されている以下の建築物については、当該許可時の使用目的、条件等を変更せずに申請人のみ変更する場合は、用途変更としては取扱わない。ただし、イ、ホ及びヒへについては、以前に同趣旨の茨城県開発審査会付議基準第3の2に定める包括承認基準(以下「包括基準」という。)により許可を受けて建築した建築物を含むものとする。 イ 包括基準3、同基準8又は同基準18により許可を受け建築した建築物 	<p>市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準</p> <p>施行 昭和53年8月24日 改正 昭和57年7月9日 改正 昭和62年8月27日 改正 平成7年10月1日 改正 平成12年4月1日 改正 平成16年2月1日 改正 平成17年5月1日 改正 平成18年4月1日 改正 平成19年2月1日 改正 平成19年10月24日 改正 平成21年4月1日 改正 平成23年5月1日</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市計画法における増築について (略) (1)～(11) (略) 2. 法第42条又は法第43条の許可のいらない改築について (略) 3. 法第42条又は法第43条の許可のいらない用途変更について (1) 線引日以降に法第29条又は法第43条により許可を受けて適法に立地し、かつ現に適法に使用されている以下の建築物については、当該許可時の使用目的、条件等を変更せずに申請人のみ変更する場合は、用途変更としては取扱わない。ただし、イ、ホ及びヒへについては、以前に同趣旨の茨城県開発審査会付議基準第3の2に定める包括承認基準(以下「包括基準」という。)により許可を受けて建築した建築物を含むものとする。 イ 包括基準3、同基準8又は同基準12により許可を受け建築した建築物

<p>口～ハ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>イ, 口 (略)</p> <p>ハ 法第34条第1号許可基準「I」により許可を受け立地した社会福祉法第2条施設, 又は包括基準15により許可を受けた社会福祉施設許可を受け立地した社会福祉施設と変更しようとする社会福祉施設を規定する各根拠法が同じ施設(入所系施設と通所系施設の変更を伴う場合は除く。ただし, 入所系施設で定員30人未満については, 通所系施設とみなす。)</p> <p>二, ホ (略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>口～ハ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>イ, 口 (略)</p> <p>ハ 法第34条第1号許可基準「I」により許可を受け立地した社会福祉法第2条施設, 又は包括基準14により許可を受けた社会福祉施設許可を受け立地した社会福祉施設と変更しようとする社会福祉施設を規定する各根拠法が同じ施設(入所系施設と通所系施設の変更を伴う場合は除く。ただし, 入所系施設で定員30人未満については, 通所系施設とみなす。)</p> <p>二, ホ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
	<p>付 則</p> <p>1. この基準は, 昭和53年8月24日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は, 昭和57年7月9日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は, 昭和62年8月27日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は, 平成7年10月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は, 平成12年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は, 平成16年2月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は, 平成17年5月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は, 平成18年4月1日から施行する。</p>

	<p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成19年2月1日から施行する。</p>
	<p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成19年10月24日から施行する。</p>
	<p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成21年4月1日から施行する。</p>
	<p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成23年5月1日から施行する。</p>
	<p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成24年5月18日から施行する。</p> <p>2. この基準において、茨城県開発審査会付議基準の改正（平成24年5月18日施行）前の「包括承認基準12線引日前から宅地である土地における建築行為等の許可の取扱いについて」により許可を受けて、建築した建築物については、3（1）イ「包括基準18」を「同基準の改正（平成24年5月18日施行）前の包括基準12」と読み替えるものとする。</p>

農政第785-3号
平成24年3月13日

茨城県行政書士会会長 殿

茨城県農林水産部長
(公印省略)

「農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係）」及び「産業廃棄物の埋立に係る農地の一時転用について」の一部改正について（通知）

このことについて、「農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係）」及び「産業廃棄物の埋立に係る農地の一時転用について（平成10年6月12日付け農管第1183号茨城県農地局長通知）」を別添新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することといたしましたので通知します。

※ 「農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係）」の主な改正事項

茨城県農地転用制度運用連絡会における協議結果を踏まえた農地転用審査基準等の改正（非農地部分がある場合の買受適格証明願及び非農地証明の取扱い，社会福祉法人等設立の際の許可申請手続きの明確化，農地転用許可の際の不許可の例外の運用規定の一部緩和，自己住宅を目的とした農地転用の際の最低建ぺい率規定の撤廃等）

※ 「産業廃棄物の埋立に係る農地の一時転用について」の改正事項

一時転用後の農地への復元の際の許可条件について，明確でない部分を見直し

農政第91-3号
平成24年5月14日

茨城県行政書士会会長 殿

茨城県農林水産部長
(公印省略)

「農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係）及び（別冊 農地等の権利移動関係等）」の一部改正について（通知）

このことについて、「農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係）及び（別冊 農地等の権利移動関係等）」を別添新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することといたしましたので通知します。

※ 主な改正事項

- ・ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴い、農地法第3条第1項の許可について、都道府県知事が処理するとされていた農地及び採草放牧地の権利移動の許可権限が全て農業委員会に移譲されたことによる事務取扱いの変更を主な内容とする農林水産省関係通知の一部改正が行われたこと等を受け、所要の改正を行うもの。

監 第 1213 号
平成24年3月30日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部長

建設業許可申請手数料の消印について（通知）

建設業許可申請手数料の受領につきまして、下記のとおり一部改正したので留意願います。また、本通知の趣旨について、貴下会員に対して周知願います。

記

- 県収入証紙により徴収している許可申請手数料について、許可申請区分にかかわらず、証紙金額の確認及び消印を、土木事務所における書類受付時に行うよう改めます。
- これまで、許可申請の取下げを行った場合には、書類とともに証紙を返還していましたが、今後は茨城県手数料徴収条例及び茨城県証紙条例施行規則に則り、県で受理した許可申請の手数料については返還しないこととします。
- 建設業の許可申請（更新含む）をする方にとっては、書類不備や欠格要件に該当のないよう、十分ご注意ください。
- この取扱いは、平成24年6月1日以降の許可申請に適用されます。

監 第 13 号
平成24年4月4日

茨城県建設産業団体連合会長 殿
茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部長

経営事項審査に係る確認書類等の一部変更について（通知）

公共工事を受注しようとする建設業者の経営を事前に評価する経営事項審査制度については、審査基準の改正に伴い、平成23年4月1日から建設機械の保有状況についての評価項目が追加されたところです。

建設機械の保有状況の評価は、地域防災への備えの観点から加えられた評価項目であるため、審査受付日現在において適正に稼働している機械を評価対象とし、審査基準日以降においても建設機械としての機能を有していることを確認する必要があります。そのため、当項目については当面の間、審査基準日の前後にかかわらず、経営事項審査受付日の直前のものを求めることとします（平成24年4月1日以降の審査から適用）。

今回の確認書類等の一部変更については、下記のとおりですので、ご了承願うとともに、貴下会員に対しても周知願います。

記

1. 「特定自主検査記録表」

審査受付日時点で有効な、直近のものを持参する。

※特定自主検査は、労働安全衛生法により、1年以内ごとに1回行う必要があります。

監 第 102 号

平成24年5月09日

茨城県行政書士会会長 殿

茨城県土木部長

建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

このことについて、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成24年国土交通省令第52号）及び建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成24年国土交通省告示第523号）の公布に伴い、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より以下の通知がありましたので、写し（別添）を送付します。

貴職におかれましては、本通知の趣旨をご了知願うとともに、貴下会員に対して周知願います。

- (1) 建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について
（平成24年5月1日国土建第39号）
- (2) 経営事項審査制度の改正に伴う留意事項について
（平成24年5月1日国土建第50号）
- (3) 経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を改正する通知
（平成24年5月1日国土建第53号）
- (4) 国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて
（平成24年5月1日国土建第55号）
- (5) 施工体制台帳の作成等についての改正について
（平成24年5月1日国土建第57号）
- (6) 「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について
（平成24年5月1日国土建第61号）

日行連発第1663号
平成24年3月22日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次

「改正NPO法」の施行について

周知のとおり平成23年6月22日に公布された「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（改正NPO法）」が、本年4月1日より施行されます。

従来、税理士業務とされていた国税庁への認定NPO法人の申請が、都道府県が所管庁となり認定を行うことに変更されることにより、行政書士業務となります。少なすぎると言われる認定NPO法人を増加させ、NPOの資金調達力の向上を実現することが同法の趣旨ですので、NPO法人の設立手続きを担っていた行政書士がその役割を果たすことが期待されております。

各単位会におかれましては、下記のWeb情報等を参照されるよう所属会員への周知等にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

・内閣府HP

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律について

https://www.npo-homepage.go.jp/about/201204_kaisei.html

・NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 資料

以上

各 単 位 会 長 殿

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次
総務部
部 長 中 村 利 雄

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正について

標記の件につきまして、日本に居住する外国人住民も住民基本台帳法の適用対象に加えることとする「改正住民基本台帳法」が平成 24 年 7 月 9 日より施行され、依頼人である外国人住民の住民票の写し等を職務上請求することが可能となります。

同請求を行うにあたり、現行の職務上請求書の様式改訂が一部必要になることから、平成 24 年 4 月 25 日、26 日に開催された理事会で「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正（案）」が可決・承認され、平成 24 年 7 月 9 日より施行されますので、下記のとおりご案内いたします。

なお、本改正により、平成 25 年度頒布分の職務上請求書から新様式に変更となりますが、平成 24 年度頒布分を含めた現行様式についても、様式表面に必要文言を追記することにより、平成 25 年 3 月 31 日まで使用することができる取扱いとしております。

記

<職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正概要>

1. 改正理由

日本に居住する外国人住民も住民基本台帳法の適用対象に加えることとする改正住民基本台帳法（平成 21 年 7 月 15 日公布）が、平成 24 年 7 月 9 日より施行される。

同法施行により、行政書士も依頼人である外国人住民の住民票の写し等を日本人同様に各市町村窓口に対して職務上請求することが可能となることから、同請求を行う場合の行政書士用職務上請求書の必要な様式改訂を行うもの。

また、平成 22 年度に総務省組織の名称変更等があったことから、これに対応すべく改正する。

2. 改正内容

第 31 条第 2 項中「市町村課」を「住民制度課」に改める。

様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）<原紙>中、「住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項による基礎証明事項以外の事項（4）」内の「本籍」の下に「又は国籍・地域」を加える。

様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）<原紙裏面>中、記入にあたっての注意事項（3）欄内の「請求に係る者の氏名」の下に「(外国人にあつては通称のみにて可。)」を、同（4）欄内の「住民基本台帳法第 7 条第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 8 号までに定める事項」の下に「(外国人にあつては第 30 条の 51 による読み替えあり)」を加え、同（5）欄内の末尾に次の一文を加える。

「なお、外国人について基礎証明事項のほか、在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。」

<新旧対照条文>

改正案	現 行
<p>(盗難等の報告及び未返戻の取扱い)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2 本会は、前項の規定により単位会長から受けた報告について、総務省自治行政局行政課及び<u>住民制度課</u>に報告し、周知を図ることとする。</p> <p>様式第 1 号 (第 2 条第 2 項関係) <原紙>中、 「住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項により基礎証明事項以外の事項」内 <input type="checkbox"/>本籍又は国籍・地域</p> <p>様式第 1 号 (第 2 条第 2 項関係) <原紙裏面>中、記入にあたっての注意事項 (3) 欄内 戸籍の抄本・記載事項証明書又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名 <u>(外国人にあっては通称のみにて可。)</u>、又は請求に係る者の範囲を記入する。</p> <p>様式第 1 号 (第 2 条第 2 項関係) <原紙裏面>中、記入にあたっての注意事項 (4) 欄内住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項による基礎証明事項とは、氏名、出生の年月日、男女の別等、住民基本台帳法第 7 条第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 8 号までに定める事項 <u>(外国人にあっては第 30 条の 51 による読み替えあり)</u> をいい、これ以外の住民票の記載事項を記載した写し等を求める場合はその求める事項を記入する。</p> <p>様式第 1 号 (第 2 条第 2 項関係) <原紙裏面>中、記入にあたっての注意事項 (5) 欄内 「上記に該当する具体的事由」欄には、「権利行使又は義務履行」に該当する場合①権利又は義務の発生原因②権利又は義務の内容③戸籍等の記載事項の確認を必要とする理由を、「国等に提出」に該当する場合①戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関②当該機関への提出を必要とする理由を、「その他正当な理由」に該当する場合①戸籍等の記載事項の利用の目的②利用の方法③記載事項の利用を必要とする事由を記入する。 <u>なお、外国人について基礎証明事項のほか、在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。</u></p>	<p>(盗難等の報告及び未返戻の取扱い)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2 本会は、前項の規定により単位会長から受けた報告について、総務省自治行政局行政課及び<u>市町村課</u>に報告し、周知を図ることとする。</p> <p>様式第 1 号 (第 2 条第 2 項関係) <原紙>中、 「住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項により基礎証明事項以外の事項」内 <input type="checkbox"/>本籍</p> <p>様式第 1 号 (第 2 条第 2 項関係) <原紙裏面>中、記入にあたっての注意事項 (3) 欄内 戸籍の抄本・記載事項証明書又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名、又は請求に係る者の範囲を記入する。</p> <p>様式第 1 号 (第 2 条第 2 項関係) <原紙裏面>中、記入にあたっての注意事項 (4) 欄内住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項による基礎証明事項とは、氏名、出生の年月日、男女の別等、住民基本台帳法第 7 条第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 8 号までに定める事項をいい、これ以外の住民票の記載事項を記載した写し等を求める場合はその求める事項を記入する。</p> <p>様式第 1 号 (第 2 条第 2 項関係) <原紙裏面>中、記入にあたっての注意事項 (5) 欄内 「上記に該当する具体的事由」欄には、「権利行使又は義務履行」に該当する場合①権利又は義務の発生原因②権利又は義務の内容③戸籍等の記載事項の確認を必要とする理由を、「国等に提出」に該当する場合①戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関②当該機関への提出を必要とする理由を、「その他正当な理由」に該当する場合①戸籍等の記載事項の利用の目的②利用の方法③記載事項の利用を必要とする事由を記入する。</p>

3. 様式改訂に係る現行様式の無償差し替えについて（予定）

差し替え対象は、①現行様式を所属単位会から購入して所持している会員分（※所持している職務上請求書に未使用分がある限り対象）、②単位会保管分の2点を考えており、スケジュールは以下を予定しております。

（※無償差し替え等のご案内については、追ってお知らせいたします。）

平成24年10月初旬	各単位会宛に無償差し替え分の冊数について、アンケートを実施。
平成24年12月下旬	各単位会へ無償差し替え分の新様式職務上請求書を頒布。
平成25年1月～	各単位会より所属会員に向け、無償差し替え作業開始。

※平成25年度頒布分の職務上請求書については、例年どおりの作業スケジュールとなります。

4. その他

会員向けの周知として、月刊日本行政6月号に本改正規則の概要と現行様式の経過措置の取扱いについて関連記事を掲載するとともに、無償差し替えについても、月刊日本行政7月号以降で追ってご案内する予定です。

<別添資料>

- ・「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正（案）」
※理事会議案資料（新旧対照条文を含む。）

以上

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正（案）

【改正理由】

日本に居住する外国人住民も住民基本台帳法の適用対象に加えることとする改正住民基本台帳法（平成 21 年 7 月 15 日公布）が、平成 24 年 7 月 9 日より施行される。

同法施行により、行政書士も依頼人である外国人住民の住民票の写し等を日本人同様に各市町村窓口に対して職務上請求することが可能となることから、同請求を行う場合の行政書士用職務上請求書の必要な様式改訂を行うもの。

また、平成 22 年度に総務省組織の名称変更等があったことから、これに対応すべく改正する。

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部を次のように改正する。

第 31 条第 2 項中「市町村課」を「住民制度課」に改める。

様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙＞中、「住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項による基礎証明事項以外の事項（4）」内の「本籍」の下に「又は国籍・地域」を加える。

様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙裏面＞中、記入にあたっての注意事項（3）欄内の「請求に係る者の氏名」の下に「（外国人にあつては通称のみにて可。）」を、同（4）欄内の「住民基本台帳法第 7 条第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 8 号までに定める事項」の下に「（外国人にあつては第 30 条の 51 による読み替えあり）」を加え、同（5）欄内の末尾に次の一文を加える。

「なお、外国人について基礎証明事項のほか、在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）の施行の日（平成 24 年 7 月 9 日）から施行する。

（現に払い出されている職務上請求書等に関する経過措置）

2 この規則の施行の際、現に行政書士又は行政書士法人に払い出された旧様式の職務上請求書及び単位会と本会が保管する旧様式の職務上請求書は、平成 25 年 3 月 31 日までの期間に限り、これを使用することができるものとする。

この場合において、外国人住民の住民票の写し等を交付請求するときは、旧様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原紙＞中、「住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項による基礎証明事項以外の事項（4）」内の「本籍」の後ろに「又は国籍・地域」の文言を、請求者が追記するものとする。

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正（案）
新旧対照条文

改正案	現 行
<p>(盗難等の報告及び未返戻の取扱い)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2 本会は、前項の規定により単位会長から受けた報告について、総務省自治行政局行政課及び<u>住民制度課</u>に報告し、周知を図ることとする。</p> <p>様式第 1 号(第 2 条第 2 項関係) <原紙>中、「住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項により基礎証明事項以外の事項」内 □本籍又は国籍・地域</p> <p>様式第 1 号(第 2 条第 2 項関係) <原紙裏面>中、記入にあたっての注意事項 (3) 欄内 戸籍の抄本・記載事項証明書又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名<u>(外国人にあっては通称のみにて可。)</u>、又は請求に係る者の範囲を記入する。</p> <p>様式第 1 号(第 2 条第 2 項関係) <原紙裏面>中、記入にあたっての注意事項 (4) 欄内住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項による基礎証明事項とは、氏名、出生の年月日、男女の別等、住民基本台帳法第 7 条第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 8 号までに定める事項<u>(外国人にあっては第 30 条の 51 による読み替えあり)</u>をいい、これ以外の住民票の記載事項を記載した写し等を求める場合はその求める事項を記入する。</p> <p>様式第 1 号(第 2 条第 2 項関係) <原紙裏面>中、記入にあたっての注意事項 (5) 欄内 「上記に該当する具体的事由」欄には、「権利行使又は義務履行」に該当する場合①権利又は義務の発生原因②権利又は義務の内容③戸籍等の</p>	<p>(盗難等の報告及び未返戻の取扱い)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2 本会は、前項の規定により単位会長から受けた報告について、総務省自治行政局行政課及び<u>市町村課</u>に報告し、周知を図ることとする。</p> <p>様式第 1 号(第 2 条第 2 項関係) <原紙>中、「住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項により基礎証明事項以外の事項」内 □本籍</p> <p>様式第 1 号(第 2 条第 2 項関係) <原紙裏面>中、記入にあたっての注意事項 (3) 欄内 戸籍の抄本・記載事項証明書又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名、又は請求に係る者の範囲を記入する。</p> <p>様式第 1 号(第 2 条第 2 項関係) <原紙裏面>中、記入にあたっての注意事項 (4) 欄内住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項による基礎証明事項とは、氏名、出生の年月日、男女の別等、住民基本台帳法第 7 条第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 8 号までに定める事項をいい、これ以外の住民票の記載事項を記載した写し等を求める場合はその求める事項を記入する。</p> <p>様式第 1 号(第 2 条第 2 項関係) <原紙裏面>中、記入にあたっての注意事項 (5) 欄内 「上記に該当する具体的事由」欄には、「権利行使又は義務履行」に該当する場合①権利又は義務の発生原因②権利又は義務の内容③戸籍</p>

記載事項の確認を必要とする理由を、「国等に提出」に該当する場合①戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関②当該機関への提出を必要とする理由を、「その他正当な理由」に該当する場合①戸籍等の記載事項の利用の目的②利用の方法③記載事項の利用を必要とする事由を記入する。

なお、外国人について基礎証明事項のほか、在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。

等の記載事項の確認を必要とする理由を、「国等に提出」に該当する場合①戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関②当該機関への提出を必要とする理由を、「その他正当な理由」に該当する場合①戸籍等の記載事項の利用の目的②利用の方法③記載事項の利用を必要とする事由を記入する。

平成24年5月18日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
総務部
部長 中村 利雄

行政書士又は行政書士法人による戸籍謄抄本等の職務上請求の範囲について

行政書士又は行政書士法人は、戸籍法第10条の2第3項の規定に基づき、受任している業務の遂行上必要な場合に、依頼者についての戸籍法第10条の2第1項各号に規定された事項を明らかにしたうえで、依頼者等の戸籍謄抄本等を請求することができますが、その交付請求できる範囲が依頼者の直系に限られるのか否かについて、法務省民事局民事第一課宛に下記のとおり照会をいたしました。

法務省民事局民事第一課からは、この照会に対し、行政書士法に基づく業務範囲でかつ戸籍法第10条の2第1項により依頼者自身に請求が認められる範囲である限り、傍系も含めた第三者の戸籍謄抄本等の請求ができると解して差し支えない旨の回答が、別紙のとおりございましたので、ご案内いたします。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等ご対応方をお願いいたします。

記

<法務省民事局民事第一課宛の照会内容>

戸籍法第10条の2第3項に基づき、行政書士又は行政書士法人が他人の依頼を受けて、職務上、戸籍謄抄本等の請求を行う場合に、戸籍謄抄本等を交付請求できる範囲は、依頼者自身に請求が認められる範囲に限られるとともに、その範囲である限り第三者の戸籍謄抄本等の請求をすることも可能であると解してよいか。

○別紙資料

- ・「行政書士又は行政書士法人による戸籍謄抄本等の職務上請求の範囲について（回答）」（法務省民一第972号 法務省民事局民事第一課長）
- ・「戸籍法参考条文（第10条、第10条の2関係）」

以上

法務省民一第972号

平成24年4月16日

日本行政書士連合会会長 殿

法務省民事局民事第一課長

行政書士又は行政書士法人による戸籍謄抄本等の職務上請求の範囲について(回答)

平成24年4月3日付け日行連発第34号をもって照会のありました件につきましては、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

なお、貴見のいう「職務上」とは、行政書士法に基づく業務の範囲に限られることを念のため申し添えます。

戸籍法 第10条 第10条の2関係

〈参考〉

第十條 戸籍に記載されている者(その戸籍から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされたものであつて、当該記載が第二十四條第二項の規定によつて訂正された場合におけるその者を除く。)を含む。)又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。)の交付の請求をすることができる。

○2 市町村長は、前項の請求が不当な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができる。

○3 第一項の請求をしようとする者は、郵便その他の法務省令で定める方法により、戸籍謄本等の送付を求めることができる。

第十條の二 前條第一項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合 権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由

三 前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

○2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

○3 第一項の規定にかかわらず、弁護士(弁護士法人を含む。次項において同じ。)、司法書士(司法書士法人を含む。次項において同じ。)、土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。次項において同じ。)、税理士(税理士法人を含む。次項において同じ。)、社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。次項において同じ。)、弁理士(特許業務法人を含む。次項において同じ。)、海事代理士又は行政書士(行政書士法人を含む。)は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

○4 第一項及び前項の規定にかかわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、受任している事件について次に掲げる業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

一 弁護士にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務(弁護士法人については弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)

第三十条の六第一項 各号に規定する代理業務を除く。)

二 司法書士にあつては、司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項第三号 及び第六号 から第八号 までに規定する代理業務（同項第七号 及び第八号 に規定する相談業務並びに司法書士法 人については同項第六号 に規定する代理業務を除く。）

三 土地家屋調査士にあつては、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第二号 に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第四号 及び第七号 に規定する代理業務

四 税理士にあつては、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項第一号 に規定する不服申立て及びこれに関する主張又は陳述についての代理業務

五 社会保険労務士にあつては、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の三 に規定する審査請求、異議申立て及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に関し当該行政機関等に対してする主張又は陳述についての代理業務並びに同項第一号の四 から第一号の六 までに規定する代理業務（同条第三項第一号 に規定する相談業務を除く。）

六 弁理士にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項 に規定する特許庁における手續（不服申立てに限る。）、異議申立て及び裁定に関する経済産業大臣に対する手續（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第二項第一号 に規定する税関長又は財務大臣に対する手續（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第二号 に規定する代理業務、同法第六条 に規定する訴訟の手續についての代理業務並びに同法第六条の二第一項 に規定する特定侵害訴訟の手續についての代理業務（特許業務法人については同法第六条 に規定する訴訟の手續についての代理業務及び同法第六条の二第一項 に規定する特定侵害訴訟の手續についての代理業務を除く。）

○5 第一項 及び第三項の規定にかかわらず、弁護士は、刑事に関する事件における弁護人としての業務、少年の保護事件若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第三条 に規定する処遇事件における付添人としての業務、逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐人としての業務、人身保護法（昭和二十三年法律第百九十九号）第十四条第二項 の規定により裁判所が選任した代理人としての業務、人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第十三条第二項 及び第三項 の規定により裁判長が選任した訴訟代理人としての業務又は民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第三十五条第一項 に規定する特別代理人としての業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、弁護士の資格、これらの業務の別及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

○6 前条第三項の規定は、前各項の請求をしようとする者について準用する。